

第1章 「流山市教育振興基本計画」策定にあたって

第1節 基本計画策定の背景と趣旨

平成18年、改正教育基本法が施行され教育基本法第17条が新設されました。そこで、国が教育の振興の施策に関する基本計画を策定する義務を負うことや地方公共団体が教育振興の施策に関する基本計画を策定する努力義務を負うことが明確化されました。

国は平成20年に第1期、平成25年に第2期、そして平成30年に第3期教育振興基本計画として策定しました。

千葉県においても、平成22年3月に千葉県教育振興基本計画「みんなで取り組む『教育立県ちば』プラン」(第1期計画)～「ふれる」・「かかわる」・そして「つながる」～が策定され、平成27年には、第2期計画として、「新 みんなで取り組む『教育立県ちば』プラン」が策定されました。

流山市教育委員会でも、国や千葉県の教育振興基本計画をもとに、流山市の総合計画に則り、平成27年～31年を第1期とする「流山市教育振興基本計画」(以下「基本計画」という。)を策定しました。本計画は、中期的な視野に立って、学校教育、生涯学習の各分野における基本的な理念や現状と課題等を明らかにして、施策を定め、より充実した教育を推進しようとするものでした。

このたび、流山市教育振興基本計画(第2期)を策定するにあたり、第1期基本計画の評価をふまえ、児童生徒の増加、学校規模の拡大、社会の変化に対応した学習指導要領の改訂等に対応しながらよりよい教育の在り方を検討しました。

これからの社会を担う子ども達のために学校・家庭・地域、そして行政が互いに連携・協力し、流山市の教育が推進することを目的とし、併せて、市民が心身ともに充実した人生を送るために、自らの意思で生涯にわたって学習に取り組み、自己を高める生涯学習を推進することを目的とするものです。

